

袖ヶ浦市子育て応援プラン 概要版

次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

袖ヶ浦市

○計画策定にあたって

■計画策定の趣旨

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援を重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、自治体においては、平成17年3月に策定した「次世代育成支援行動計画」に引き続き、次の5年を対象とする「次世代育成支援後期行動計画」の策定が求められ、本市でも、平成22年3月、『袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画』を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

子育てをめぐるのは、家庭や地域の“子育て力”の低下など様々な課題が指摘され、平成24年8月には、「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が成立し、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みが示されました。新制度は、子育てに関わる課題の解決に向けて様々な取り組みを進めていくことを念頭に置き、市町村は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などに関する「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

このようなことから、「袖ヶ浦市子ども・子育て支援事業計画」及び施策や事業の進捗状況等の確認・評価を実施するために、任意策定とされた「袖ヶ浦市次世代育成支援行動計画」を策定したものです。

■計画の期間

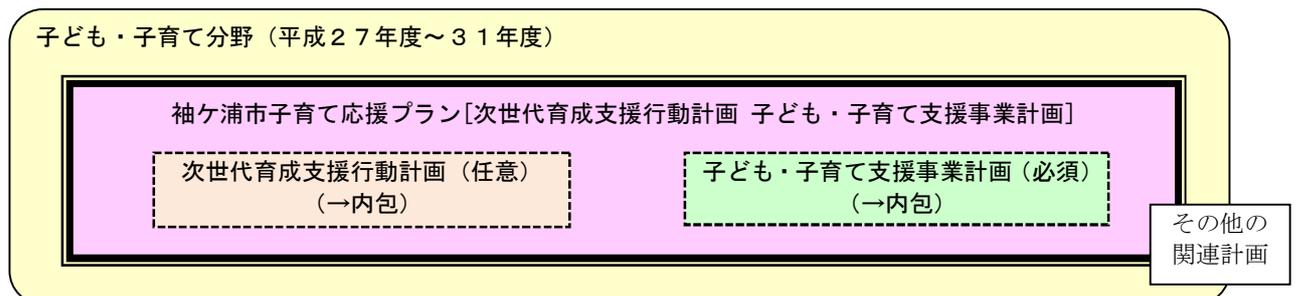
「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」により5年を一期として策定するものとされています。本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

| 平成 27年度 | 平成 28年度 | 平成 29年度 | 平成 30年度 | 平成 31年度 | 平成 32年度 | 平成 33年度 | 平成 34年度 | 平成 35年度 | 平成 36年度 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 今回計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 次期計画 | | | | |

■計画の位置づけ

本計画を袖ヶ浦市におけるあらゆる子育ての行政施策の中心とするものとして『子育て応援プラン「袖ヶ浦市次世代育成支援後期行動計画」』の後継計画として位置づけます。

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は法律により策定が必須のものとなっていますが、子ども・子育て支援法が示す範囲としては十分に子ども・子育て分野をカバーできないこと、また、すでに前計画時より各事業の推進に対する評価による改善等がなされていることなどから、次世代育成支援行動計画についても同計画に内包するものとします。



○袖ヶ浦市の現況

■ 人口推移と今後の推計

| 年齢区分（単位：人） | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳 | 503 | 467 | 459 | 461 | 459 | 457 |
| 1～2歳 | 1,044 | 1,103 | 1,044 | 1,019 | 1,012 | 1,007 |
| 3～5歳 | 1,669 | 1,606 | 1,673 | 1,699 | 1,737 | 1,682 |
| 6～11歳 | 3,412 | 3,414 | 3,396 | 3,483 | 3,531 | 3,569 |
| 12～14歳 | 1,840 | 1,839 | 1,780 | 1,785 | 1,719 | 1,774 |
| 15～17歳 | 1,877 | 1,843 | 1,856 | 1,889 | 1,903 | 1,859 |
| 18～64歳 | 37,343 | 36,817 | 36,401 | 36,598 | 36,520 | 36,557 |
| 65歳以上 | 14,207 | 14,898 | 15,439 | 16,143 | 16,705 | 17,152 |
| 合計 | 61,895 | 61,987 | 62,048 | 63,077 | 63,586 | 64,057 |

袖ヶ浦市の人口は、6万人を超えたあたりで推移を続けています。今後の推計においては昭和地区の袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業に伴う社会増を見込み、平成31年度には64,057人となることが予想されます。

65歳以上の人口は今後も増加が見込まれ、平成31年度の推計では17,152人と市の人口の約26.8%を占めることが見込まれている一方、17歳以下の人口は社会増の見込みをあわせても、1万人を超えたあたりで推移することが見込まれます。

■ 合計特殊出生率と出生数の推移

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国・合計特殊出生率 | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 |
| 千葉県・合計特殊出生率 | 1.29 | 1.31 | 1.34 | 1.31 | 1.31 | 1.33 |
| 袖ヶ浦市・合計特殊出生率 | 1.40 | 1.37 | 1.38 | 1.33 | 1.46 | 1.45 |
| 袖ヶ浦市・出生数（人） | 541 | 517 | 482 | 475 | 503 | 505 |

合計特殊出生率の推移を見ると、千葉県は国全体より低い傾向が続いていますが、袖ヶ浦市では年によるばらつきは大きいものの、千葉県全体よりも高い傾向が続いており、概ね国の平均に近い値となっています。

○次世代育成支援行動計画

■ これまでの子ども・子育て分野での市の取り組み

前計画である「次世代育成支援後期行動計画」においては、毎年、事業の推進状況を評価し、袖ヶ浦市次世代育成支援対策地域協議会での協議を経て、市民に公表してまいりました。

現時点で最新の評価である、平成25年度の事業の推進状況の評価については、次世代育成支援行動計画に掲げられた全115事業のうち、Aである「計画を上回って進んだ」は3事業、BまたはCである「計画どおり」または「概ね計画どおり」は111事業の結果となりました。

■施策の体系（★は子ども・子育て支援事業計画）

【基本理念】「自立と協働」

—子どもとその家庭、それを支える地域の人々の笑顔のかがやくまちをめざして—

<基本方針>

- (1) 結婚・出産・子育てが、持続可能な社会実現のため重要な価値を持つものであることを、地域住民が共通して認識するまちを目指します。
- (2) 家庭・地域・行政が一体で少子化対策に取り組み、活力ある地域社会を目指します。
- (3) 子育て、子育て環境のさらなる向上に努めます。
- (4) 子どもと親がともに育ちあう場の充実に努めます。
- (5) 子どもの人権を尊重し、子どもの幸せを第一に考えます。
- (6) 利用者の視点に立った子育て情報の提供を行い、相談に応じます。
- (7) 子育てが終わった後も住み続けたいと思える、トータルバランスの優れたまちを目指します。

<計画の重点事業>

- (1) 地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供と保育所待機児童の解消
- (2) 認定こども園化の推進
- (3) 放課後児童クラブの適正化
- (4) 子ども・子育て家庭の交流の場、協働の場の充実
- (5) 子育て情報提供の充実と相談機能強化
- (6) 子育て支援ネットワークの推進
- (7) 家庭・地域の教育力の向上

【基本目標Ⅰ】地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

★放課後児童クラブの環境改善 ひらかわ健康福祉支援室管理運営事業
 子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実 ★ファミリー・サポート・センター事業
 中学生までの子どもの医療費助成 ★病後児保育 ★病児保育 ★一時預かり事業等 ★地域子育て支援拠点事業
 ★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） すきすき絵本タイム事業
 ★放課後児童健全育成事業 ★幼稚園における預かり保育 ★幼稚園関係施策 各種相談

2 保育サービスの充実

★待機児童解消のための保育所等の整備 ★待機児童解消のための地域型保育事業の推進 ★通常保育 ★延長保育
 ★障がい児保育 ★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進 ★認定こども園化の推進 ★私立保育園の支援
 ★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化

3 子育て支援ネットワークづくり

地域子育て支援ネットワークの推進 青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議
 【再掲】子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実 【再掲】★ファミリー・サポート・センター事業

4 子どもの健全育成

青少年健全育成団体への支援 放課後子供教室推進事業 ★保育所（園）の園庭開放 子どもの遊び場の適正管理等
 保育所（園）地域活動事業 青少年教育推進事業 学校体育施設開放事業 子育て支援ボランティア・NPOへの支援
 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 【再掲】★放課後児童クラブの環境改善 【再掲】★放課後児童健全育成事業

【基本目標Ⅱ】母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠・出産に関する安全性と快適な環境づくりの推進 妊産婦及び新生児の健康への支援
 乳幼児の生活習慣の確立と生活習慣病予防の支援 乳幼児の事故防止対策に関する啓発の強化
 予防接種の接種率向上

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

性に関する正しい知識の啓発・指導 未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等 学校教育と関係機関の連携強化

3 食育等の推進

乳幼児の生活習慣の確立への支援強化 栄養・食生活に関する情報発信、学習や相談の場の提供 食環境の整備推進
 学童・思春期の生活習慣病予防の支援

4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域での身近な子育て支援 【再掲】地域子育て支援ネットワークの推進

【基本目標Ⅲ】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

家庭教育総合推進事業 福祉教育

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

国際理解教育推進事業 情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業 小中学校基礎学力向上支援教員配置事業
心の相談事業 スクールカウンセラー活用事業 学校音楽鑑賞教室の開催
読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業 学校評議員制度推進
スポーツ・レクリエーションの組織充実・連携、指導者養成等 小中学校体験活動推進事業

3 家庭や地域の教育力の向上

子どもを育む学校・家庭・地域連携事業 ねがたオープンキャンパス（ねこまる） 【再掲】家庭教育総合推進事業
【再掲】福祉教育 【再掲】★放課後児童クラブの環境改善 【再掲】★放課後児童健全育成事業
【再掲】放課後子供教室推進事業

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【再掲】情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業

【基本目標Ⅳ】子育てを支援する生活環境の整備

1 安全な道路交通環境の整備

あんしん歩行エリアの整備 安全な道路交通環境の整備 「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備

2 安心して外出できる環境の整備

公園・児童遊園の整備 【再掲】「市交通バリアフリー基本構想」での重点整備地区の整備

【基本目標Ⅴ】職業生活と家庭生活との両立の支援

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

ワークライフバランスの環境改善に向けた啓発活動 男女共同参画推進事業
袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画策定と運用

2 仕事と子育ての両立の推進

【再掲】★放課後児童クラブの環境改善 【再掲】★病児保育 【再掲】★病児保育 【再掲】★一時預かり事業等
【再掲】★子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ） 【再掲】★放課後児童健全育成事業
【再掲】★幼稚園における預かり保育 【再掲】★待機児童解消のための保育所等の整備
【再掲】★待機児童解消のための地域型保育事業の推進 【再掲】★通常保育 【再掲】★延長保育
【再掲】★障がい児保育 【再掲】★市立保育所、市立幼稚園の幼保連携の推進 【再掲】★認定こども園化の推進
【再掲】★私立保育園の支援

【基本目標Ⅵ】子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指導事業 交通安全啓発事業

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

自主防災活動 不審者情報の提供 防犯・交通安全ボランティアへの支援 各種パトロール 各種防犯講習・啓発
小中学校における児童生徒の防犯講習会・啓発 子ども110番連絡所 小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助

3 被害にあった子どもの支援の推進

被害にあった子どもに対する相談体制の強化 【再掲】心の相談事業 【再掲】スクールカウンセラー活用事業

【基本目標Ⅶ】要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

市児童福祉支援対策地域協議会の充実 児童虐待に対する相談の充実
児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化 児童虐待防止マニュアルの活用と関係機関における運用の徹底
民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止

2 母子家庭等の自立支援の推進

母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談 ひとり親家庭等医療費等の助成
母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活支援資金の貸付 要保護・準要保護児童生徒に援助費の支給
母子生活支援施設への入所

3 障がい児施策の充実

療育支援 放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ 通級による指導 特別支援教員活用事業
重度心身障がい者（児）医療費等の支給 障がい児在宅福祉サービスの提供
心身障がい児の更生施設、療護施設への入所 特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議 巡回相談員の派遣
【再掲】障がい児保育

○子ども・子育て支援事業計画

■子ども・子育てニーズ調査

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に必要な情報を得るため、子育て家庭ニーズの動向分析等を行い、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的としたアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

ニーズ調査は、平成25年11月から12月にかけて、市内の就学前児童のいる世帯2,000世帯を対象に実施しました。調査票は郵送で配布し、1,108世帯分回収しました。回収率は、55.4%でした。

【主な調査結果】

- ・日常的に子どもをみてもらえる家庭は3割程度となっていますが、日常的、もしくは緊急時に子どもをみてもらえない家庭が1割を超えています。
- ・平日の定期的な教育・保育の利用希望は、幼稚園と認可保育所が依然大きくなっていますが、幼稚園の預かり保育や認定こども園、事業所内保育施設など多様なニーズがみられます。
- ・保育所の園庭解放や母親（父親）学級、各種相談事業などの子育て支援事業の認知度は比較的高いですが、利用状況は、事業によってばらつきがあるため、周知・情報提供が必要です。
- ・病後児保育は実施しているものの、子どもの病気やケガの際は母親などが仕事を休んで対応していることも多く、病児保育の検討も必要とされています。
- ・一時保育事業の利用希望は高く、私用やリフレッシュ目的、その他行事、不規則の就労など目的は多様です。幼稚園や保育所等での預かりの希望が高く、事業の提供体制の整備が必要です。
- ・放課後の過ごし方の意向は成長段階により異なっていますが、放課後児童クラブの質の充実など地域の居場所として子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。
- ・育児休業からの職場復帰については、現状では希望の時期に復帰できない人が多く、低年齢児の保育受入れ体制の整備とともに、企業等における子育て支援制度の充実や職場の意識啓発が必要となっています。

■教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされました。本計画においては、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育の施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」をあわせて「平川地区」とし、全体で4地区として設定します。

◇袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



■子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

子ども・子育て支援事業計画では以下のサービスについて「量の見込み」を行いました。

| 国で定める対象事業 | | 市で該当する事業 |
|---------------------------------------|---|----------------------|
| ■教育・保育の量の見込み | | |
| 教育標準時間認定 | 1号認定 | 幼稚園（認定こども園） |
| 保育認定①（※） | 2号認定 | 幼稚園（認定こども園） |
| 保育認定② | | 保育所（園）（認定こども園） |
| 保育認定③ | 3号認定 | 保育所（園）（認定こども園）、地域型保育 |
| ■地域子ども・子育て支援事業 | | |
| 時間外保育事業 | 延長保育事業 | |
| 放課後児童健全育成事業 | 放課後児童クラブ | |
| 子育て短期支援事業 | ショートステイ（トワイライトステイ） | |
| 地域子育て支援拠点事業 | 子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放 | |
| 一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり | 幼稚園で実施している「預かり保育」 | |
| 一時預かり事業 ・その他 | 保育所（園）で実施している「一時的保育」・「休日保育」、 「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用 | |
| 病児保育事業 | 病後児保育「マミー」 | |
| 子育て援助活動支援事業 | 「ファミリー・サポート・センター」（小学生以上） | |
| 利用者支援事業 | 利用者支援事業 | |
| 妊婦に対する健康診査 | 妊婦健康診査 | |
| 乳幼児家庭全戸訪問事業、 養育支援訪問事業等 | 乳幼児家庭全戸訪問事業 | |

（※幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるもの）

この「量の見込み」の算出にあたっては、国から「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」が示されており、市においても平成25年度にニーズ調査を実施しており、その結果から、この手引きに準じて算出いたしました。

なお、これらの方法から、算出されたニーズ量が非常に大きくなっていると思われる算出項目もあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の確保を行います。

◇袖ヶ浦市におけるニーズ量の見込み

【平成27年度】

単位：人

| 年齢 | 0歳 | | 1～2歳 | | 3～5歳 | |
|-----------|------|--|-------|--|-------|-----|
| | 3号認定 | | 2号認定 | | 1号認定 | |
| 推計児童数 | 467 | | 1,103 | | 1,606 | |
| ニーズ量（A） | 45 | | 567 | | 597 | 580 |
| 確保方策合計（B） | 49 | | 344 | | 641 | 960 |
| 差（B－A） | 4 | | △223 | | 44 | 222 |



【平成31年度】

単位：人

| 年齢 | 0歳 | | 1～2歳 | | 3～5歳 | |
|-----------|------|--|-------|--|-------|-----|
| | 3号認定 | | 2号認定 | | 1号認定 | |
| 推計児童数 | 457 | | 1,007 | | 1,682 | |
| ニーズ量（A） | 45 | | 517 | | 625 | 607 |
| 確保方策合計（B） | 55 | | 496 | | 720 | 960 |
| 差（B－A） | 10 | | △21 | | 95 | 190 |

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

| 事業と概要 | 確保方策 |
|--|---|
| (1) 時間外保育事業 保育所の時間外に預かるサービスです。無料で実施している「時間外保育事業」と有料で実施している「延長保育事業」があります。 | 今後のニーズに対応するため、施設の整備・開設を見込んでいることから、これにあわせて事業を実施します。 |
| (2) 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブは、放課後、就労等の理由で家庭に保護者がいない子どもたちが、安全で楽しい時間を過ごすための施設です。 | 平成29年度以降は環境改善を要するクラブの施設整備を見込むとともに、類似事業である「放課後子ども教室」の利用案内も行います。 |
| (3) 子育て短期支援事業 家庭での養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で行う、「ショートステイ」や「トワイライトステイ」と呼ばれるサービスです。 | 平成26年度から実施しています。各年度ごとの利用状況を見ながら適切に施策を実施します。 |
| (4) 地域子育て支援拠点事業 私立保育園への委託による「子育て支援センター」や市立保育所で「なかよし広場」を実施します。 | 平成26年4月に「そでがうらこども館」を開設し、拠点施設を増やしました。平川地区の子育て支援センターの設置について今後検討します。 |
| (5) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり) 保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を実施します。(※私立幼稚園2箇所のみにて実施) | 現在預かり保育を実施していない幼稚園が事業を進めるにあたっては、各幼稚園の保護者に意向調査を実施し、ニーズに応じて事業の検討を行います。 |
| (6) 一時預かり事業(その他の一時預かり) 保育所で実施している「一時預かり保育」や「休日保育」、登録会員が利用できる「ファミリー・サポート・センター」です。 | 今後のニーズに対応するため、施設の整備・開設を見込んでいることから、これにあわせて事業を実施します。 |
| (7) 病児保育事業 病気等の回復期にある児童が、保護者の勤務等の都合で育児を行うことが困難な場合に病後児保育を実施します。 | 今後のニーズに対応するため、施設の整備・開設を見込んでいることから、これにあわせて事業を実施するとともに、病児保育の実施に向けても検討します。 |
| (8) 利用者支援事業 子育てに関する事業等の情報提供及び相談・助言等を実施します。 | 平成26年度から実施しています。平成28年度から「そでがうらこども館」での実施を見込むなど、今後も利用状況を見ながら適切に事業を実施します。 |
| (9) 妊婦に対する健康診査 安心して妊娠・出産できる環境を整えるため、妊婦に対し健康診査や保健指導を実施します。 | 平成27年度にひらかわ健康福祉支援室を開設することから、全数の保健指導を目指し、定期的な妊婦健診の啓発を行います。 |
| (10) 乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。 | 新生児や乳児がいる家庭へのサポートを行うため、新生児訪問とあわせて、対象者全数の訪問を行います。 |

○計画の推進について

次世代育成支援行動計画を推進する関係課が中心となり、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を庁内で点検し、その結果を基に、PDCAサイクルで、より効率的で効果的な施策の推進を目指します。また、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させるため、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」により本計画の進捗状況の把握・点検を継続的に行い、子育て支援についての問題提起・提案を行っていきます。

袖ヶ浦市子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画） 概要版

発行 平成27年3月

企画・編集

袖ヶ浦市 福祉部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話 0438-62-2111 (代表)

この概要版は、再生紙を使用しています。